

令和 7 年第 6 回浜松市農業委員会総会 会議録

1 開催日時及び会場

令和 7 年 6 月 13 日(金) 午後 2 時 30 分～午後 4 時 04 分 浜松市役所 8 階 全員協議会室

2 出席状況 ※委員氏名の数字は議席番号

出席委員 21 名

岡野慶春①、松島好則②、青木俊博③、谷野哲生④、江間栄作⑤、中嶋宗一⑥、鈴木満彦⑦
足立侑律⑧、袴田博子⑨、島英雄⑩、内山進吾⑪、岡本純⑫、山中秀三⑬、安間利和⑭
後藤剛⑮、平野和重⑯、森島倫生⑰、水崎久司⑱、森下孝雄⑲
鈴木要⑳、高林美智代㉑

欠席委員 3 名

鈴木英雄⑱、鈴木緑㉑、伊藤安子㉒

事務局職員 19 名

木下穰、石田潤司、石川宗明、松本行弘、奥山英洋、平野寿宏、縣弘之、吉山和志、武田英司
山田直幸、渡邊光二、野沢和志、青木善敬、加藤裕、長谷川里彩、笠原直人、佐々木朝飛
村松ほの花、仲井幹汰

3 傍聴者 0 人

4 議事内容

(1) 審議事項

- 第 38 号議案 農地法第 3 条の規定による許可について
- 第 39 号議案 農地法第 4 条の規定による許可について
- 第 40 号議案 事業計画変更承認申請について
- 第 41 号議案 農地法第 5 条の規定による許可について
- 第 42 号議案 非農地証明について
- 第 43 号議案 農用地利用集積等促進計画案への意見について
- 第 44 号議案 浜松市農業振興地域整備計画(農用地利用計画)の変更案に対する
意見について
- 第 45 号議案 令和 8 年度県農業施策に関する要望事項について
- 第 46 号議案 農業委員の辞任の同意について

(2) 報告事項

- 報第 37 号 農地法第 3 条の 3 第 1 項の規定による届出について
- 報第 38 号 農地法第 4 条第 1 項第 7 号の規定による農地転用届出について
- 報第 39 号 農地法第 5 条第 1 項第 6 号の規定による農地転用届出について
- 報第 40 号 農地法第 18 条第 6 項の規定による通知について

報第 41 号 時効取得を原因とする農地の所有権移転登記申請について
報第 42 号 農地の地目変更登記に係る報告について

5 記録方法 全部記録、録音無

6 会議記録

- 局長 みなさん、こんにちは。
- 本日はお忙しい中をお集まりいただきまして、ありがとうございます。
- それでは、只今から令和7年第6回浜松市農業委員会総会を開会いたします。
- なお、本日の出席委員数ですが、24名のところ21名と過半数を超えておりますので、本会が成立しますことをご報告申し上げます。欠席者につきましては、議席番号18番鈴木英雄委員、議席番号21番鈴木緑委員、議席番号22番伊藤安子委員となります。
- また、会議中は携帯電話の電源を切るか、マナーモードに設定するようお願いいたします。
- それでは、後藤会長、ご挨拶に続いて開会宣告をお願いいたします。
- 会長 皆さん、こんにちは。
- 浜松市農業委員会の職員が、「農ライフ」というものを起ち上げて、浜松市農業委員会、また浜松市全体で、それを広げていこうということで考えておりますし、この後、加藤さんからこの話をしていただきたいと思っておりますので、皆さんもその聞いた話を、次回の調査会に話をしていただいて、浜松市は全国で一番の農家数でありますし、今後その「農ライフ」が全国から注目され、さらに農家人口が増えたときには、浜松市というのは、全国から注目される浜松市になるかと思っておりますし、それが耕作放棄地の解消にもつながってくると思っておりますので、今から加藤さんの話をしっかり聞いていただいて、ぜひみんなで農業を、小さな土地を有効に生かせるように協力の方をよろしく願います。それでは加藤さんの方からお話をしていただきたいと思っております。よろしくお願いいたします。
- 加藤会長 ・「農ライフ」について説明
- はい、加藤さんありがとうございました。皆さんも実感されていることと思いますが、担い手不足の常態化による耕作放棄地の増加、虫食いの農地転用も相まって、集積に関わらない農地が増え、流動化が停滞している現状があります。加藤さんからの説明のとおり、事務局では現状維持ではなく、農地取得にかかる下限面積の撤廃後、チャンスにとらえ、「農ライフ」プロモーションを推進し、新しい人材と働き方の取り組み、小規模からのスモールスタートの積極的な誘致を進めていきたいと考えています。また、プロモーションと並行して地域の受け入れ態勢も大切になります。農家からの新たな地域に入り、「農ライフ」を始めようとするとき、自ら地域農業を理解し、農地を取得し、営農を続けていく、将来的に規模を拡大していくためには、いくつかのハードルがあり、周辺農地との調和要件もあります。地域には行政が介入できない多くの問題もあります。その際、地域の農業をよく知る農業委員をはじめ、推進委員、調査員の皆さんに間に入ってもらい、潤滑油となっただくことが重要だと考えています。農家こそ農家を増やす一番の原動力だと思います。最後に、地域農業の要である、地域調査員において、前向きなサポートをお願いするところであります。
- それでは、只今から、令和7年第6回浜松市農業委員会総会を開会いたします。
- 局長 ありがとうございました。
- それではここからの進行は、議長として後藤会長をお願いいたします。
- 議長 それでは、議事録署名人を私から指名させていただいてご異議ございませんか。

(異議なし)

議長 それでは、議席番号 3 番の青木俊博委員、議席番号 4 番谷野哲生委員にお願いいたします。

それでは、議事に入ります。第 38 号議案「農地法第 3 条の規定による許可について」を上程いたします。事務局から、説明をお願いします。

石田 第 38 号議案「農地法第 3 条の規定による許可について」でございます。担当から説明いたします。

青木 それでは、お手元の議案 1 ページをご覧ください。

今月の申請案件は、地区「中ノ町」、整理番号 179 番外 27 件でございます。

申請の内訳でございますが、所有権の売買に係る案件が 20 件、贈与に係る案件が 4 件、賃貸借に係る案件が 1 件、区分地上権に係る案件が 3 件でございます。

また、新規の方は 10 件、外国籍の方は 1 件です。

それでは、整理番号に○を付した案件について説明いたします。

議案 5 ページ、地区「北浜」、整理番号 205 番は賃貸借に係る案件でございます。

賃借人は、[] に本店を置き、[] を営む [] でございます。現在は [] の約 0.4ha ほどの畑を借りてチンゲン菜といちじくの栽培をしております。この度、砂利採取跡地を活用し農業を行いたいとのことで [] では新規にて申請に至ったものでございます。申請地は、[] の畑 4 筆で、許可後はキウイフルーツを作付けしていく計画です。

説明は以上でございます。

議長 それでは、事務局の説明に続いて、調査会の協議結果についてご報告をお願いします。始めに、中ノ町・笠井地区調査会の松島委員からお願いします。

松島 調査会で審議した結果、特に問題はありませんでした。

議長 続いて、積志地区調査会の青木委員からお願いします。

青木 調査会で審議した結果、特に問題はありませんでした。

議長 続いて、入野・富塚・和合・神久呂・雄踏地区調査会の谷野委員からお願いします。

谷野 調査会で審議した結果、特に問題はありませんでした。

議長 続いて、庄内地区調査会の中嶋委員からお願いします。

中嶋 調査会で審議した結果、特に問題はありませんでした。

議長 続いて、三方原地区調査会の内山委員からお願いします。

内山 調査会で審議した結果、特に問題はありませんでした。

議長 続いて、細江地区調査会の山中委員からお願いします。

山中 調査会で審議した結果、特に問題はありませんでした。

議長 続いて、引佐地区調査会の安間委員からお願いします。

安間 調査会で審議した結果、特に問題はありませんでした。

議長 続いて、三ヶ日地区調査会の分を私からご報告申し上げます。

調査会で審議した結果、特に問題はありませんでした。

続いて、浜名・北浜地区調査会の平野委員からお願いします。

平野 205 番の案件なんですが、もう [] で農業をやっているということで、本業は []

■なんですが、■で今回初めてやるということで聞き取りをさせていただきました。この会社は■が主なんですが、農業部門が専属でありまして、専属で農業に携わっている方が3名いるということで、■には関わってなくて、農業だけでやっていくそうで、かなり珍しい案件だと思いましたので、ご報告させていただきました。調査会で審議した結果、特に問題はありませんでした。

議 長 続いて、中瀬・赤佐・亀玉地区調査会の森島委員からお願いします。

森 島 調査会で審議した結果、特に問題はありませんでした。

議 長 ありがとうございます。これより質疑に入ります。

只今の事務局説明、地区担当委員からの説明について、発言のある方は挙手願います。
(意見なし)

議 長 それでは採決いたします。

第38号議案「農地法第3条の規定による許可について」は、原案どおり承認することにご異議ございませんか。

(異議なし)

異議ないものと認め承認することといたします。

次に、第39号議案「農地法第4条の規定による許可について」を上程いたします。事務局から、説明をお願いします。

石 田 第39号議案「農地法第4条の規定による許可について」でございます。担当から説明いたします。

青 木 それでは、お手元の議案7ページをご覧ください。

今月の申請案件は、地区「三方原」、整理番号26番1件でございます。

転用目的は、金融店舗及び農産物集出荷施設で、農地区分は第3種農地でございます。説明は以上でございます。

議 長 それでは、事務局の説明に続いて、調査会の協議結果についてご報告をお願いします。三方原地区調査会の内山委員からお願いします。

内 山 調査会で審議した結果、特に問題はありませんでした。

議 長 ありがとうございます。これより質疑に入ります。

只今の事務局説明、地区担当委員からの説明について、発言のある方は挙手願います。
(意見なし)

議 長 よろしいですか。それでは採決いたします。

第39号議案「農地法第4条の規定による許可について」は、原案どおり承認することにご異議ございませんか。

(異議なし)

議 長 異議ないものと認め承認することといたします。

次に、第40号議案「事業計画変更承認申請について」を上程いたします。事務局から、説明をお願いします。

石 田 第40号議案「事業計画変更承認申請について」でございます。担当から説明いたします。

青 木 農地法第4条または、第5条の転用許可を受けた者は、事業計画に従い、速やかに事

業を行うこととされていますが、許可を受けた後、やむを得ずその事業計画を変更しようとする場合は、許可権者が事業計画の変更承認をすることができる、とされております。

今月の申請は、一時転用の期間を延長する「目的変更」が2件でございます。

それでは、整理番号に○を付した案件について説明いたします。

議案9ページ、地区「笠井」、整理番号11番について説明いたします。

申請人は、当初の転用事業者である[REDACTED]でございます。申請に至った経緯でございますが、令和5年9月15日に農地法第5条許可を受け、近隣の工場新築工事に伴う作業員用の駐車場として、1年9ヶ月間の一時転用を予定しておりましたが、大規模な追加工事が必要となり、当初の申請地の内、[REDACTED]の2筆について、一時転用期間を7ヶ月間延長するため申請に至ったものでございます。当初の許可目的達成が困難になった事が、転用事業者の故意又は重大な過失によるものではないと認められること、転用計画について、排水計画は問題なく、転用行為により土砂の流出・崩壊の恐れもないこと、資金計画の見込みもあることから、転用許可基準を満たすものと判断されます。

説明は以上でございます。

議 長 只今、事務局から説明がありましたが、何かご意見、ご質問はございませんか。
(意見なし)

議 長 それでは、ご意見等もないようですので、第40号議案「事業計画変更承認申請について」は、原案どおり承認することに、ご異議ございませんか。
(異議なし)

議 長 異議ないものと認め、承認することといたします。

次に、第41号議案「農地法第5条の規定による許可について」を上程いたします。
事務局から、説明をお願いします。

石 田 第41号議案「農地法第5条の規定による許可について」でございます。担当から説明いたします。

山 田 それでは、お手元の議案11ページをご覧ください。

今月の申請案件は、地区「和田」、整理番号311番外46件でございます。

転用目的別の内訳につきましては、自己用・共同住宅関連が20件、事業用の建物関連が4件、駐車場・資材置場等事業用のその他施設への転用が7件、太陽光発電が8件、営農型太陽光発電が3件、一時転用が5件でございます。

農地区分別の内訳につきましては、農用地区域内農地が8件、第1種農地が5件、第2種農地が11件、第3種農地が23件でございます。

なお、是正案件は311番です。

また、駐車場・資材置場など建築行為を伴わない申請については、経済産業省による再生エネルギー発電事業計画の認定について問題がないことを確認しております。

それでは、整理番号に○を付した案件について説明いたします。

議案14ページ、地区「伊佐見」、整理番号328番をお願いします。

[REDACTED]の畑5筆7,449㎡について、物流倉庫を設けたいという申請でござい

ます。申請者は、[]に本店を置き、[]を営む法人です。現在の[]は市街化区域内にあり、事業敷地の拡張の余地がなく、受注増加に対応できないため、この度、本申請地に新たに倉庫を設けたく申請に至ったものでございます。申請地は、[]に位置する農地で、現在は保全管理がされております。申請地の農地区分につきましては、おおむね10ha以上の規模の一団の農地の区域内にある農地で、第1種農地に該当しますが、不許可の例外規定である国道又は県道の沿道の区域に設置される流通業務施設に該当いたします。本転用事業は、倉庫、駐車場、緑地を新設する計画であり、配置計画からみて、転用面積は適当と思われます。申請地はアスファルト舗装し、周囲には見切工とフェンスを設置する計画であること、事業用排水は、敷地内に油水分離層を設置する計画であること、雨水排水は、敷地内側溝から地下調整池に流入させ、道路側溝へ制限放流する計画であることから、周辺農地の営農に支障を及ぼすものではないと判断いたします。また、浜松市土地利用事業の適正化に関する指導要綱に基づく手続きを経ていること、都市計画法の開発許可の見込みがあること、資金計画の見込みもあることから、転用の確実性も認められるものであります。

以上のことから、立地基準、一般基準ともに満たすものであり、許可相当であると考えます。

続きまして、議案18ページ、地区「中瀬」、整理番号351番をお願いします。

[]の畑4筆5,375㎡について、砂利採取をしたいという申請でございます。

申請者は、[]に本店を置き、[]を営む法人です。この度、良質の砂利採取が期待できる本申請地を、陸砂利の採取場として使用したく、許可日から2年間の一時転用申請に至ったものでございます。申請地は、作土置場として利用する北工区と砂利採取を行う南工区に分かれております。申請地は、[]に位置しており、現在は保全管理されております。申請地は農用地区域内の農地ですが、不許可の例外規定である3年以内の一時転用に該当いたします。本事業は、1:1.5(33°)の安定勾配で掘削し、掘削面積2,698㎡、最大掘削深10m、総掘削量は8,103㎡を予定しております。工事期間中は、最大5mの保安距離を確保し、表土の流出を防ぐとともに、外周には、防護柵、鍵付きの門扉などの設置により近隣への安全対策が図られること、工事完了後は良質な山土、建設発生土及び表土の埋め戻しにより、優良な農地へ復元し、復元後は土地所有者がキャベツを作付けする旨の耕作管理計画書が添付されていること、また、砂利採取事業の措置報告書の提出を受けていることから、周辺への影響は軽微と思われ、許可相当であると考えます。

説明は以上でございます。

- | | |
|-----|---|
| 議 長 | それでは、事務局の説明に続いて、調査会の協議結果についてご報告をお願いします。始めに、蒲・和田・長上地区調査会の岡野委員からお願いします。 |
| 岡 野 | 調査会で審議した結果、特に問題はありませんでした。 |
| 議 長 | 続いて、中ノ町・笠井地区調査会の松島委員からお願いします。 |
| 松 島 | 調査会で審議した結果、特に問題はありませんでした。 |
| 議 長 | 続いて、積志地区調査会の青木委員からお願いします。 |
| 青 木 | 調査会で審議した結果、特に問題はありませんでした。 |

議 長 続いて、入野・富塚・和合・神久呂・雄踏地区調査会の谷野委員からお願いします。

谷 野 調査会で審議した結果、特に問題はありませんでした。

議 長 続いて、湖東・花川地区調査会の江間委員からお願いします。

江 間 調査会で審議した結果、特に問題はありませんでした。

議 長 続いて、庄内地区調査会の中嶋委員からお願いします。

中 嶋 調査会で審議した結果、特に問題はありませんでした。

議 長 続いて、芳川・飯田地区調査会の足立委員からお願いします。

足 立 調査会で審議した結果、特に問題はありませんでした。

議 長 続いて、河輪・五島・白脇地区調査会の袴田委員からお願いします。

袴 田 調査会で審議した結果、特に問題はありませんでした。

議 長 続いて、新津・可美・江西地区調査会の島委員からお願いします。

島 調査会で審議した結果、特に問題はありませんでした。

議 長 続いて、三方原地区調査会の内山委員からお願いします。

内 山 調査会で審議した結果、特に問題はありませんでした。

議 長 続いて、都田地区調査会の岡本委員からお願いします。

岡 本 調査会で審議した結果、特に問題はありませんでした。

議 長 続いて、細江地区調査会の山中委員からお願いします。

山 中 調査会で審議した結果、特に問題はありませんでした。

議 長 続いて、三ヶ日地区調査会の分を私からご報告申し上げます。

調査会で審議した結果、特に問題はありませんでした。

続いて、浜名・北浜地区調査会の平野委員からお願いします。

平 野 調査会で審議した結果、特に問題はありませんでした。

議 長 最後に、中瀬・赤佐・亀玉地区調査会の森島委員からお願いします。

森 島 調査会で審議した結果、特に問題はありませんでした。

議 長 ありがとうございます。これより質疑に入ります。

只今の事務局説明、地区担当委員からの説明について、発言のある方は挙手願います。

(意見なし)

議 長 それでは採決いたします。

第 41 号議案「農地法第 5 条の規定による許可について」は、原案どおり承認することに、ご異議ございませんか。

(異議なし)

議 長 異議ないものと認め承認することといたします。

次に、第 42 号議案「非農地証明について」を上程いたします。事務局から、説明をお願いします。

石 田 第 42 号議案「非農地証明について」でございます。担当から説明いたします。

山 田 それでは、お手元の第 42 号議案 21 ページをご覧ください。今月の申請案件は、地区「佐久間」、整理番号 27 番 1 件でございます。

地区「佐久間」、整理番号 27 番の申請地は大正 12 年に住宅が、平成 12 年にカーポートが建築され、宅地利用されているものです。

説明は以上でございます。

議長 只今、事務局から説明がありましたが、何かご意見、ご質問はございませんか。
(意見なし)

議長 よろしいですか。それでは採決いたします。

第 42 号議案「非農地証明について」は、原案どおり承認することに、ご異議ございませんか。

(異議なし)

議長 異議ないものと認め、承認することといたします。

次に、第 43 号議案「農用地利用集積等促進計画案への意見について」を上程いたします。事務局から、説明をお願いします。

石田 第 43 号議案「農用地利用集積等促進計画案への意見について」でございます。担当から説明いたします。

村松 それでは、別添資料の別冊 1 をご覧ください。

農用地利用集積等促進計画案でございます。

農地中間管理事業の推進に関する法律に基づく貸借は、中間管理機構である県の農業振興公社が農用地利用集積等促進計画を県知事に申請し、認可されることで成立することとなり、農用地利用集積等促進計画の案は市が作成し、農業委員会の意見を聞いて、公社へ提出いたします。

1 枚めくって頂きまして、「農用地利用集積等促進計画（案）内訳表」の「5 分類別内訳」をご覧ください。今回は、合計 288 筆、224,684.38 m²でございます。

始期は令和 7 年 8 月 20 日となります。

その次の 1 ページから農用地利用集積等促進計画案の明細を掲載しております。

1 ページから 19 ページは、新規または更新により新たに、農地所有者から公社が借入れ、公社から耕作者へ貸し付けを行っていくもの、21 ページから 23 ページは、すでに農地所有者から公社が借入れ、公社から耕作者へ貸し付けを行っている農地について、集約等を行う目的で現耕作者及び新耕作者との協議が整ったものについて耕作者変更を行うものです。

説明は以上でございます。

議長 只今、事務局から説明がありましたが、各調査会における補足説明等はございませんか。

(意見なし)

議長 よろしいですか。それでは採決いたします。

第 43 号議案「農用地利用集積等促進計画案への意見について」は、特段異議はございませんという回答にすることに、ご異議ございませんか。

(異議なし)

議長 異議ないものと認め、承認することといたします。

次に、第 44 号議案「浜松市農業振興地域整備計画（農用地利用計画）の変更案に対する意見について」を上程いたします。事務局から、説明をお願いします。

石田 第 44 号議案「浜松市農業振興地域整備計画（農用地利用計画）の変更案に対する意見

について」でございます。担当から説明いたします。

松 本 農地利用課農地活用グループ長の松本と申します。農用地区域の除外・編入などを担当しております。本日はどうぞよろしくお願いいたします。

まずは、日頃より、農業振興地域制度事務にご理解とご協力を賜り、誠にありがとうございます。本日も説明に使用する資料は別冊 2 です。お手元にご用意のうえ、ご確認いただければと思います。

本日も説明いたしますのは、令和 7 年 2 月 25 日から 3 月 7 日にかけて申出を受けた第 91 回農振随時変更における農用地利用計画変更案です。

資料の構成ですが、2 ページには、2 月・3 月の受付期間中に申出のあった、転用を目的とする個別の除外や青地への編入、3 ページには、除外を行なうための要件をまとめた資料、4 ページには、農振随時変更の事務スケジュール、5 ページから 25 ページには、区別ごとの除外・編入一覧表、26 ページから 34 ページには、今回ご説明する案件の案内図および配置計画図等を掲載しております。

それでは、今回の申出件数についてご説明いたします。2 ページをご覧ください。

浜松市全体では、除外が 189 件、編入が 10 件となっております。

区ごとの件数についてですが、ご承知のとおり、浜松市は令和 6 年 1 月に、7 区体制から 3 区体制へ再編されました。個別案件一覧表は、新しい区名で記載しておりますが、集計表やこれらの説明では、旧区名及び三方原地区で表記しております。その方が皆様にとって分かりやすいと考えたためです。

次に、今回の取下げ案件についてご説明します。

本日時点で、除外の取下げ件数は、旧東区 1 件、旧西区 1 件、旧浜北区 1 件の計 3 件です。なお、この取下げられた除外 3 件については、先ほど申し上げた 189 件には含まれておりません。

続いて、5 ページから 25 ページをご覧ください。

こちらには、区別ごとの個別案件一覧表を掲載しております。表の右側に農振法という欄があります。除外案件に関しては、要件を満たしていない場合や、関係法令に基づく許認可の見込みが現時点で確認できないなど、除外の容認が困難な案件には、△の記号を付けております。

一方、編入案件については、△の記載が必要な案件はございません。除外案件についても、△の記号がないもの、つまり、欄が空欄となっている案件は、除外要件を満たしており、市の関係課とも協議を行なった結果、やむを得ないと判断されたものです。これらについては、特に問題がないため、県に対して農用地利用計画の変更について同意を求めてまいります。

ここで、農用地区域除外の概要について、簡単にご説明いたします。

農用地区域除外とは、「農業振興地域の整備に関する法律」（通称：農振法）に基づき、市が定める農業振興地域整備計画のうち、農用地利用計画を変更し、青地と呼ばれる農用地区域から白地と呼ばれる区域へ変更することを指します。一般的には除外と呼ばれています。

その逆に、白地農地等を青地に変更することを編入といいます。こうした除外・編入

といった計画変更にあたっては、農振法施行規則により「農業委員会の意見を聴くこと」が定められております。今回の説明も、農地法の観点からご意見をいただくために行っているものです。

次に、除外の要件についてご説明いたします。別冊2の3ページの「除外要件」という資料をご覧ください。こちらは農振法第13条第2項第1号から第6号までの要件を抜粋・要約したものです。これらすべての要件を満たすことが、除外を認める条件となっております。令和5年4月1日付けで農振法が改正され、従来の5つの要件に新たな1項目が加わり、現在は6要件となっております。新たに加わったのは2号要件、「農業経営基盤強化促進法に基づいて策定された地域計画の達成に支障を及ぼすおそれがないこと」です。

浜松市では、この地域計画が令和7年3月31日付で策定・公告されており、今回の除外案件はすべてこの計画対象区域内です。したがって、除外対象地がこの地域計画に含まれたままでは、2号要件を満たすことができません。

この要件を満たすためには、除外対象地を地域計画から外す手続きが必要です。

現在、農地集積グループによりこの手続きが進められており、変更の完了は令和7年7月を予定しております。本件については、総会前にも農地集積グループに再確認済みです。

続いて、今後の主な手続きの流れについてご説明します。4ページをご覧ください。

8月上旬に静岡県との事前協議行ない、11条公告・縦覧・異議申出期間を経て、静岡県の同意を得た後、12条公告を行い、除外・編入が正式に決定されます。順調に進めば、決定は10月下旬を見込んでおります。なお、決定後は、別途、農地転用や都市計画法に基づく許可申請など、個別の手続きが必要です。ここで留意いただきたい点として、農地転用許可は個々の案件に対して個別に出される許可ですが、除外は個々の申出を市全体でまとめて農用地利用計画の変更として取り扱われる、という点で異なっております。

それでは、個別案件の説明に移ります。

本来であれば、すべての案件を説明すべきところですが、件数が多いため、別冊2の5ページから25ページの一覧表のうち、農振法欄に△または×が記載された案件、すなわち中央区の旧東区2件、旧南区1件、浜名区の旧浜北区1件について、説明させていただきます。

それでは、区ごとに、旧東区、旧南区、旧浜北区の順に、担当者より説明いたします。

それでは、担当の方、お願いいたします。

野 沢 担当の野沢と申します。

中央区（旧東区）28番について説明いたします。

資料は一覧表の8ページ28番、案内図等は26から27ページをご覧ください。

申出者は[REDACTED]、目的は事業用の資材置場です。場所は[REDACTED]
[REDACTED]の位置にあります。申出者は、[REDACTED]で[REDACTED]
[REDACTED]を営む法人であり、[REDACTED]の取引先との中継地点として資材置場を確保する計画です。しかしながら、本申出にあたっては、位置選定範囲の合理性が不明確であ

り、申出地でなければならない理由も確認できておりません。加えて、この位置選定範囲内において代替地の検討を行う必要があります。また、計画地は北側および南側が農地に接しており、なお、東側農地は同時に除外申出中であります。農地を分断する位置にあることから、農用地の一体性の影響が懸念されます。

さらに、北側の農地の耕作者からは、申出地が田の田越しの排水経路にあたり、農地以外に転用されることで営農に支障をきたすおそれがあるとの指摘を受けています。

以上の状況を踏まえ、第13条第2項第1号及び第3号の要件を満たすものとは判断できません。したがって、現時点では容認は困難であり、農用地利用計画の変更案に載せることができないと判断しております。今後は、計画者に対して取り下げを促す予定です。

中央区29番について説明いたします。

資料は一覧表の8ページ29番、案内図等は28から30ページをご覧ください。

申出者は[]、目的は事業用の資材置場です。場所は[]の位置にあります。申出者は、[]で[]を営む法人です。すでに申出地の北側の土地を資材置場として利用していましたが、受注の増加に伴い、新たに資材や重機の置場を確保する計画です。

計画内容に関しては、北西側の農地の耕作者から、排水に支障がないよう配慮してほしい旨の要望が寄せられています。また、令和5年に[]に資材置場を確保している経緯がありますが、それ以降における新たな資材置場の必要性との関係性が不明確です。さらに、代替地検討では、複数の候補を挙げているものの、農用地区域外の候補地は1筆にとどまっております。

以上のことから、現時点では容認は困難であると判断しておりますが、今後、必要な情報が確認できた場合には、容認案件として取り扱う予定です。

長谷川 担当の長谷川と申します。

中央区（旧南区）98番について説明いたします。資料は一覧表の14ページ98番、案内図等は31～32ページをご覧ください。

申出者は[]で[]を営む法人です。既存の建屋が老朽化しており、メンテナンス・補修に係る負担が大きく、賃貸物件であることから改築や拡張が困難な状況です。年々売り上げが増加しており、手狭となってきたことから、新たに敷地面積を確保するための移転計画に至ったものです。申出地は、西側の青地は面積的な広がり限定である一方、東側には青地が連続していることから、周辺農地との関係性や一体性に一定の影響を及ぼす可能性があります。そのため、除外6要件のうち、3号要件に該当する農用地の集団化や効率的利用への影響については、現時点での調書内容からは明確な判断が難しく、一定の懸念が残る状況です。ただし、申出者からは代替地の検討表の提出があり、その内容を踏まえた結果、代替地の選定は困難であると判断しております。また、今後の調整により、農用地の集団化や効率的利用への影響が軽微であることが確認できれば、申出地の除外もやむを得ないと考えております。

現在、行政書士と調整中であり、事前協議までに要件を満たすことが確認できれば、容認していく方向で進めております。

平 野 担当の平野と申します。

浜名区 45 番について説明いたします。資料は一覧表の 22 ページ 45 番、案内図等は 33 から 34 ページをご覧ください。

申出者は、■■■■で■■■■を営む法人です。現在借りている駐車場近くの道路が小学校の通学路にあたることから、小学校から改善の要望があり、少し離れた別の場所に新たな駐車場を確保する計画です。一方で、現在借地している土地において違反箇所が確認されており、是正が求められる状況です。また、申出地の位置選定および規模の根拠が不明確であることから、追加資料の提出を求めています。現時点では提出がなく、1 号要件を満たしていません。

以上のことから、現時点では容認は困難と考えておりますが、事前協議までに違反の是正および必要な資料の提出により要件が確認できれば場合には、容認案件として取り扱う予定です。

以上で、第 91 回随時変更の農用地利用計画変更案のご説明を終わらせていただきます。

説明は以上でございます。

議 長 只今、事務局から説明がありましたが、何かご意見、ご質問はございませんか。
森 島 (挙手)

議 長 はい、森島委員。

森 島 除外に関するご説明をいただきました。3 つの案件について、取り下げの指導をされるとか、すぐには受け付けられないというようなことでございます。私もこの取り扱いについては、事務局の対応が正しいという立場でございます。ただ、お話を伺っていて、極めて紙一重だし、解釈を説明していくときに、相手方が納得できるような根拠をきちんともって取り下げ指導にあたっていることになっているのかなというところで質問をさせていただくところです。例えば、■■■■ですかね、東側には広がっていくけれども、できればそちらに出たいということではないかと思うんですが、どう考えてもそこを新たに認めていく根拠というものは、ほとんどないのではないかというふうに私には聞き取らせていただいたというところです。どこかに認める要素というものが、かすってでもあるのかなというところについて、お話を伺っていると極めて苦慮されているのではないかというふうに思いましたので、その苦慮は当然だし、無理だというふうに言い切れない文化があるんだろうと思うので、そこを教えていただきたいと思います。

それから、今度除外要件に加わった(2)の地域計画との関係ですが、地域計画から除外するなんてことは、何の根拠でそのところだけを地域計画から除外するのかということについて、我々が地元で地域計画を進めていこうというときに、そのメンバーの人たちが納得できる根拠、地域計画から外しますという根拠を見つけ得るのかなというところを教えていただきたいと思います。

それから、3 番目ですが、土地改良事業等で除外が止まるというようなことはよくある話なんですけども、私も正確にちょっと確認しておきたいと思いましたが、土地改良の事業が、あるいは灌漑排水事業が進んでいるところで、除外してもいいよと認定される施設、事業というのはどんなものなのか。特に浜北の北側については、三方原用水

だと思うんですが、三方原と都田等をかすめながら三ヶ日辺りまで伸びていつている事業との関りについて伺いたいと思います。よろしくお願いします。

議 長
松 本

それでは、事務局お願いします。

はい、今森島委員に3つの質問をいただきましたが、1番目と3番目の質問につきましては、私の方から説明させていただきます。2番目については、地域計画で集積グループの担当なので、それについては集積グループで説明させていただきます。1番につきまして、除外する際に苦慮しているところでございますが、まずは、市の土地利用計画の中でいろんな法律が絡んできますので、代表的なものについては、農振法であったり、農地法、都市計画法ですね。除外するにあたっては、皆さんもご存じのとおり、他法令のことであったり、農振法そのものの立地的なものと必要性があるかというところで検討しているところであります。まず、必要性については、青地を除外してまでその事業は必要があるのかということになりますけれども、これにつきましては、その事業、事業者、計画者の状況を鑑みて検討していきます。一番大事なものは、まさにその青地の土地でないといけないのかどうかということになりますので、青地に代わる土地、宅地であったり、雑種地であったり、白地の農地で許されるところを十分に検討したかどうか。並行して、例えば白地にしたときに、農地法の許可が出せるところなのかとか、あとは調整区域になりますので、調整区域の開発の許可が出せるようなところかどうかを確認しますので、そちらを並行して確認する中で、他の法律の方で要件を満たしているのでもいいじゃないかという見解をされた場合に、私達一部門で、なかなかその計画をダメとも言い難いところがありまして、明確に農振法の中で除外できないということがあればダメにするんですけど、必要性とか立地的なものであったり、周辺の営農への支障については、ちょっと判断に迷う状態であれば、なるべく他法令の判断に合わせるような形を取らせていただいていますので、今回につきましては、都市計画法も白地になれば、開発行為の許可見込みがある。農地法についても、同じような視点で見ると、白地であれば農地区分は3種と判断されるので、やむなしという判断の中で、農振法ではダメと言えるかどうか、というところで苦慮しているところでもあります。ですので、立地的には、ちょっと西側と東側で青地が挟まれて、西側は広がりが限定的なところと捉えて、その西側の農地について営農に支障があるかどうかというところは、今のところおおむねないのではないかと考えておりますが、改めて事業者の方から、営農の観点についての状況を書面で確認したいと思っていますので、それについて問題ないと判断できれば、容認の方向に動きまして、後は県の事前協議の中で、県としてはどうなのかということを示していくような形を取らせていただいています。1番の回答はよろしいでしょうか。

森 島
松 本

はい。

では、3番につきまして、土地改良事業に関する除外のことなんですけれども、基本的には皆さんご存じかもしれないですけども、面的整備、線的整備、大まかに2つあるんですけども、基本は土地改良事業が終わってから8年以上経てば、耐用年数の問題もありまして、除外の要件を満たせば問題なしとされています。後は、土地改良事業の土地改良施設を管理している土地改良区さんの意見を並行して聞いていますので、そちらの

方に除外を出していただく前に、一応確認はしていただいています。それで確認させていただいて支障がないというものを暫定的に確認させていただいた上で、除外を出していただいていますので、土地改良事業でこういうものだからいいとか悪いとかですね、農振の立場からすると特にはないので、うちは土地改良事業の方の施設に影響がないかどうか、各土地改良区の意見の中で支障がないかどうかということを確認した上で事業を進めさせていただいていますので、3番の質問はこのような形になります。

武 田 はい、続きまして、地域計画に関係するご質問について、農地集積グループから回答いたします。農振法の除外の要件ということで、第2号要件に地域計画の目標達成に支障ないことの要件があります。これと整合を取るように、農業経営基盤促進法ではどのように整理されているか、これにあたりましては、農用地区域からの除外、転用に際しては、あらかじめ地域計画の変更をしておく必要があると、つまりは、除外をしていくには地域計画から外さないと除外の要件を満たさない形です。大変申し上げにくいですが、ご審議いただく余地がないといえますか、除外するために連動して必要な要件として、地域計画を変更するということです。

森 島 地域計画との関連でお伺いしますが、除外要望要請があった場合には、うんもすんもなく地域計画を変更するということですね。

武 田 おっしゃるとおりでして、地域計画の区域の範囲というのが、イコール青地の農地ということで、青地の農地をベースに地域計画を考えるということが前提になっています。

森 島 はい、ありがとうございました。地域計画が人・農地プランから発展していった、これから現場で、この地域計画を具体化していこうという地域もおそらく私のところも含めてあるわけですし、そことの関連が、話が具体化していくことで問題が複雑化してくるのではないかと私は思っています。あそこは私が借りて何か作る予定だったところが除外の申請が出てきた。合意契約で早く契約を止めるという方法で乗り切ることが具体的にはあり得るかなとは思っていますが、地域計画を議論の余地なく除外していくというところが、辛くなる時期が来るのではないかとこのあたりのところを前もって申し上げておきたいというふうに思いました。後は、他法令との関係等ですが、こちら側サイドから言い切れないというか、物を押し込めないあたりのところを私はよく理解できるものですからご苦労をお掛けするなと思っていますが、我々現場とすると、そういうふうな除外が進むことで極めて農作業がやりにくくなっているこの現状については、協議する必要があるというふうに思います。で、このところ事務方の皆さん方と現場がどういうふうに協議し、議論し、農作業に支障がない地域を作っていくかということについては、我々農業委員がここを遠慮してしまうと、現場での例えば農薬の難しさだとか、あるいは農薬散布の難しさというところがくすんでしまうという危惧を持っているところでございます、なかなかそのところが企画として解決できないという状況が続いているなというふうに私は思っておりますので、大変ご苦労をお掛けしますし、それも皆さんの仕事だと言え仕事だというふうに思って、ちょっと我慢して頑張ってもらいたいなということを申し上げておきたいと思います。以上です。

議 長 はい、ありがとうございました。他には何かございますでしょうか。それでは、ご意

見等もないようですので、第 44 号議案「浜松市農業振興地域整備計画（農用地利用計画）の変更案に対する意見について」は、「特段異議はございません」という回答することに、ご異議ございませんか。

（異議なし）

議長 異議ないものと認め、そのように回答することといたします。

次に、第 45 号議案「令和 8 年度県農業施策に関する要望事項について」を上程いたします。事務局から、説明をお願いします。

石田 第 45 号議案「令和 8 年度県農業施策に関する要望事項について」でございます。担当から説明いたします。

県 それでは説明いたします。4 月に農業委員、推進委員の皆様（15 件）から最適化施策に関する意見をご提出いただきましたが、いただいた意見を参考に、三役及び役員幹事連絡調整会で協議のうえ、要望の案を作成したのでご説明します。承認されましたら県農業会議を経由して静岡県あてに提出いたします。

それでは、28 ページをご覧ください。令和 8 年度県農業施策に関する要望事項として、農地バンク事業における手数料及び貸借期間の見直しを挙げています。現状として、農地の利用集積・集約化を進めるには、貸し手からの農地の掘り起こしが必要不可欠です。しかし、手数料の徴収が農地提供を抑制している点や、10 年という貸借期間が長すぎると感じている農家の意見があります。これらの課題を解決するために、貸主からの手数料徴収の廃止と貸借期間の柔軟化を要望していきます。

説明は以上でございます。

議長 只今、事務局から説明がありましたが、何かご意見、ご質問はございませんか。

（質疑応答）

議長 それでは、ご意見等もないようですので、第 45 号議案「令和 8 年度県農業施策に関する要望事項について」は、原案どおり承認することにご異議ございませんか。

（異議なし）

議長 異議ないものと認め、承認することといたします。

次に、第 46 号議案「農業委員の辞任の同意について」を上程いたします。事務局から、説明をお願いします。

石田 第 46 号議案「農業委員の辞任の同意について」でございます。担当から説明いたします。

県 伊藤安子委員から、都合により市長宛に辞任願が提出されました。

農業委員会等に関する法律第 13 条では、委員は正当な事由があるときは、市町村長及び農業委員会の同意を得て辞任することができると規定されています。本件はこの正当な事由に該当すると認められます。

議案 30 ページをご覧ください。市長から農業委員会宛に伊藤安子委員の辞任についての審議が求められております。同意が得られましたら、その旨を市長に答申いたします。辞任日は本日付けとなります。

以上で説明を終わります。

議長 只今、事務局から説明がありましたが、何かご意見、ご質問はございませんか。

(質疑応答)

議長 長 それでは、ご意見等もないようですので、第 46 号議案「農業委員の辞任の同意について」は、同意することにご異議ございませんか。

(異議なし)

議長 長 異議ないものと認め、同意することといたします。

次に、報告事項の第 37 号から第 42 号までを、事務局から、報告をお願いします。

石田 議長 議案 31 ページをご覧ください。

報告事項につきましては、一覧のとおりでございます。

報告事項については以上でございます。

議長 長 只今の報告事項につきましては、ご承知おき願いたいと思います。

それでは、その他として、委員の皆様から、活動を通して何かありましたらお願いいたします。

松島 議長 ・県要望（手数料）について

議長 長 それでは、事務局からその他連絡事項がありましたら、お願いいたします。

局長 ・農業会議情報について

・「農ライフ」について

県 ・浜松市農業委員会研修会について

・西部地区農業委員会協議会について

・農業委員募集について

・業務必携について

石田 議長 今後の会議予定

・令和 7 年第 7 回農業委員会総会

日時 令和 7 年 7 月 16 日(水) 午後 2 時 30 分から

場所 みをつくし文化センター 2 階 大研修室

議長 長 以上で、本日の審議案件、報告事項につきましては終了いたしました。長時間に亘り、ご熱心な討議ありがとうございました。これをもちまして、第 6 回浜松市農業委員会総会を閉会といたします。

閉会時間 午後 4 時 4 分

以上、議事の正確さを期すため署名する。

令和 年 月 日 ()

会 長

委 員

委 員